

## 中学校教授要目（1902（明治35）年）の制定に伴う 「国文学史」観の確立

—明治20年代と30年代の「国文学史」テキストの比較から—

八木 雄一郎

### 1. はじめに

#### 1-1. 問題の所在

国語科における「古典」概念の形成過程を究明していく上で、1902（明治35）年の中学校教授要目（以下、「要目」と略記）は、多角的な考察が求められる指標となる。このとき国語及漢文科の一科目として設置された「国文学史」が、その機能として「古典」の役割を担っていたと考えられるためである。

この要目において「講読」は、その範囲を今文、近世文、近古文に限定している。これは、上古文、中古文を「国語」（日常的に使用する言語文章）の規範としては扱わないという方針を明示したことを意味している。そしてこの措置によって、上古文および中古文は、結果的に「国文学史」の中でのみ扱われることになった。こうして「国文学史」は、「国語」とは必ずしも見なされない文章群（すなわち「古典」）を扱う役割を担うことになったのである。要目における「国文学史」の規定は、「主要ナル文学時代 顯著ナル文学者 顯著ナル著作物 各種ノ文体、歌体 国文学史ヲ授クルニハ我国ノ漢学ヲモ度外ニ置くヘカラス又上古文学ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ」というものであり、そこには決して「古典」という文言は見られないが、このように科目相互の関連性を分析していくと、「国語」としての「講読」に対して、「古典」として「国文学史」が機能していたと考えられるのである<sup>1</sup>。

しかし、この「国文学史」が実際にどのような目的と内容（構成）を備えた科目であったのかについては、いまだに検証がなされていない。上述のように、科目相互の関連性から、つまり形態的な側面から、それが「古典」としての機能を担っていたところまでは推察が及んでいる。さらに、要目制定以降、教育雑誌上などにおいて「国文学史」を採り上げる論稿は多数存在するため、いわば論壇上における「国文学史」論からその目的や方向性などを分析することは可能である。しかし、具体的に教科書のレベルにおいて、「国文学史」の目的と内容を分析した先行研究は見受けられない。「国文学史」が「古典」としての機能を担っていたことを論じるためには、形態的な側面に加えて、教科書などに基づく実質的な側面からの分析と考察が求められるはずである。そのような作業によってはじめて、要

目という法令によって規定されるところの「国文学史」の実際が明らかになるだろう。

## 1.2. 研究の目的と方法

そこで本稿においては、教科書検定を通過した「国文学史」テキスト群を資料として用いながら、中学校教授要目における「国文学史」の実態を明らかにしていきたい。この考察は、明治 20 年代に刊行された「国文学史」テキスト群と明治 30~40 年代に刊行されたそれらとの比較を通して行うことにする。要目によってどのような「国文学史」観が形成されたのかということを知るためには、要目以前に刊行されたテキスト群との共通点と相違点を検証することが有効な方法であるためである。

明治 20 年代のテキスト群として本稿において採り上げるのは、要目の原案となった 1898 (明治 31) 年の『尋常中学教科細目調査報告』(以下、「細目」と略記)において国語科調査委員を務めた、上田万年、芳賀矢一、高津鉄三郎、小中村義象による「国文学史」である。この四名はいずれも明治 20~30 年代にかけて、国語教育に関連する種々の著書・論稿を発表している人物であり、この時期の国語教育観の形成に大きな影響力を持ったと考えられる。そしてこの四名はいずれも「国文学史」に関連する著作を残している。詳細は次節以降で述べるが、四名の「国文学史」からは、明治 20 年代の「国文学史」の多様性が浮かび上がってくる。それを踏まえた上で、明治 30~40 年代において、教科書検定というフィルターを通過した後の「国文学史」テキスト群の傾向を分析していくこととする。

## 2. 明治 20 年代における「国文学史」の多様性

### 2.1. 構成法の側面から

上田万年が 1890 (明治 23) 年に刊行した『国文学』は、師範学校用の教科書として検定を通過している。この緒言においては、上田は、従来の国学者たちが上古や中古の文献ばかりを研究対象としてきたことを批判し、鎌倉・室町以降に発達する「戦記随筆謡文院本小説俳諧狂歌等」も研究対象として認知するよう求めている。

その構成上の特徴は、近世から時代を遡っていく点にある。『国文学』巻一の目次は、冒頭から順に以下のような文献が挙げられている。

御誓文、後宸翰、軍人への勅諭、遷都の議 (大久保利通)、欧州より帰り言を述る書 (木戸孝允)、長歌三首 (佐久間象山)、旅ごろも (屋代弘賢)、王室之事 (中井竹山)、常陸帯序 (藤田東湖)、中江藤樹の伝 (伴蒿蹊)、近世ノ儒者ヲ論ス (平田篤胤)、人に与る書 (吉田松陰) …短歌春之部、短歌夏之部、御旗本中心得書 (松平定信)、古戦場 (上田秋成) … (以下略)

このように、五ヶ条の御誓文のような明治初期の文章を筆頭に、近世の儒者や国学者の文章が巻頭から連なっている。このような構成を採った経緯を上田は以下のように説明している<sup>2)</sup>。

この一期の文学を涉獵し如何にして容易に且つ効果を見るべく教授せんといふにあたりては世は大に思慮を費したり記伝序跋等の文の類によるも和文和漢混淆文和歌狂歌等の文の体によるも或は本居宣

長香川景樹等の作者の順序によるも皆各一長一短あるを發見し予は大胆にも茲に左の如き編纂法を用ゐたり。即ち泰西の高等讀本体と彼の小文学史体とを混淆せるものにして初には種々の記者によりて作られたる種々の散文韻文を種々に排列し興味を加へて生徒に此等を説明し其能く慣熟するを俟ちて此等を基礎として八十年間の文学發達の跡を示さんとすることは是れなり（下線筆者、以下同様）

ここからわかるのは、この当時、文学史テキストの編纂法には複数の選択肢が存在したことである。結果的に上田は、「泰西の高等讀本体」と「小文学史体」との「混淆」という発想に基づく編集を行ったとしているが、それは「文の類」、「文の体」、そして「作者の順序」に基づく排列という種々の構成法を比較した上での判断であることが述べられているのである。

この上田の区分に従えば、「作者の順序」による構成法を採っているのが 1890（明治 23）年刊行の芳賀矢一・立花銃三郎編『国文学讀本』である。芳賀らの目次の一部を以下に紹介したい。

○緒論

○柿本人麿

過近江荒都時作歌

高市皇子尊上城殯宮之時作歌

○山部赤人

望不尽山作歌一首並短歌

神龜元年甲子冬十月十五日幸紀伊国時作歌並短歌

○紀貫之

土佐日記

（中略）

○阿仏尼

十六夜日記

○北畠親房

神皇正統記

○吉田兼好

徒然草

（以下略）

このように、各時代の代表的な作者をまず大項目として立て、上代から時代順に排列させるという構成になっている。

1892（明治 25）年刊行の小中村義象・増田于信編『中等教科日本文学史』は、当時の文学史テキストの構成法の多様性を伺わせるものである。その構成は以下の通りである。

第一 総論

第二 学校

（一）大学（二）国学（三）私学（四）幕学（五）藩学

第三 學術

（一）漢学（二）和学 附神道（三）洋学（四）音楽 附語学（五）

医学 附本草（六）曆学 附天文 漏刻（七）算学（八）書学（九）

画学

第四 文字 附仮字

- (一) 仮字
- 第五 文章
  - (一) 和文 (二) 漢文
- 第六 歌
  - (一) 連歌 (二) 俳諧
- 第七 詩
- 第八 歴史
- 第九 小説

同書は、「文学史」テキストの内容として「学校」「学術」「文字」といったものが大項目として立てられ、排列がなされているところに特徴がある。ここには、「学校」「学術」といったものも「文学(史)」として取り込もうとする、非常に広い文学史観が見られる。

以上の三者に対して、三上参次・高津楯三郎『日本文学史』の構成は、その大項目は、「奈良」「平安」「鎌倉」という時代区分によってカテゴリー化されている。

#### 総論

- 第一編 日本文学の起源及び発達
- 第二編 奈良朝の文学
- 第三編 平安朝の文学
- 第四篇 鎌倉時代の文学
- 第五篇 南北朝及び室町時代の文学
- 第六篇 江戸時代の文学

次節において述べるように、このような時代区分による構成が明治 30 年代以降の「国文学史」テキストのスタンダードとなる。しかし、明治 20 年代においては、三上・高津式の構成法だけではなく、様々な観点に基づく構成の試みがあったことが時代的特徴として挙げられるだろう。

### 2-3. 目的論の側面から

鈴木貞美(1998)は多くの「国文学史」テキストが刊行されることになった 1890(明治 23)年からの数年間を「日本文学史の季節」と称し、その当時の「国文学史」について、以下のように総括している<sup>3)</sup>。

多様であったとはいえ、みな中学生、つまり日本の未来の担い手となるはずのエリートの子供たち向けの教材として編まれたもので、国民国家の文化的アイデンティティを形成するための手段という役割を負ったもの。

たしかに、このような性格を「国文学史」が持っていたことは、例えば三上・高津の『日本文学史』に明瞭に表現されている<sup>4)</sup>。

文学は人心の反照なり。故に、文学史を以て、古来、人の智徳の進歩せし蹤跡を探り、時代によりて、人間の思想、感情、想像に高下あるを知り、さて、之に応じて、其時代の人情、風俗、嗜好の類の如何なりしかを、察すれば、音に人をして、見聞を広くし、智識を増さしむるのみならず、之に鑑みて、其人の思想、感情、想像を高尚にし、其嗜好を優美にし、また野卑陋俗なる性情を脱し去りて、道德も之によりて明かに、政教もこれによりて進み、従ひて凡ての人間をして、漸

く此世に生活すといふ大目的なる、真性の幸福の存在せる方針に、向はしむることを得べし。

このように「人心の反照」である「文学」および「文学史」を学ぶことの意義を説いている。同様の記述は芳賀・立花の『国文学読本』にも確認できる（「蓋し文学は其終極の意味に於ては、一国生活の写影なり。人民思想の反映なり」<sup>5</sup>）。

しかし、ここで着目したいのは、三上・高津にしても芳賀・立花にしても、鈴木の指摘するところの「国民国家の文化的アイデンティティの形成」に加えて、もうひとつの役割を「国文学史」に託していることである<sup>6</sup>。三上・高津の場合、前掲の引用の後に、次の記述が見られる。

今、余輩が、此文学史を著して、本邦文学の光輝を發揚し、以て右に云へる効果を奏せん事を冀ふは、特に今日に於ては、甚だ必要のことと信ず。蓋し文学史は、国民をして、自国を愛慕する觀念を深からしむるのみならず、現時文章の体裁の千差万別なるを憂ふる者は、此史に徴して既往に鑑みなば、其従するところを定むるにつきて、裨補することあるべければなり。

ここには「自国を愛慕する觀念」に加えて、「文章の体裁」についての「裨補」を文学史に求めていることが示されている。つまり、当時摸索されていた「普通文」のあり方についての知見を得ることを目的のひとつに挙げているのである。芳賀・立花もその「例言」に以下の記述が見られる<sup>7</sup>。

此書古代に略にして近代に詳なるは、普通文の模範とすべきもの彼に在らずして此に在ればなり。徒に高尚なる古文を今日に通用せしめんとするが如きは編者が志にあらず。

掲載する作品や文章の軽重を判断する際に、それが「普通文の模範」たりうるかということが考慮されていることが示されているのである。

国文学史に「文章規範を学ぶ」という要素が含まれていたことは、上田万年の『国文学』緒言からも読み取れる<sup>8</sup>。

著者は又文学の教科書を以て単に語法作文の練習用に供する者のみとせず学生をして間接に古昔の聖賢と談話し前世の豪傑と相見えしめて以て進んでは高尚なる理想の快樂を得せしめんと欲するものなり

この記述からは、当時「国文学史」が「語法作文の練習」のために扱うという考え方が存在したことが見えてくる（もともと、ここは上田が「国文学史」を文章規範を学ぶために用いることを主眼としないことを述べているくだりではあるが）。明治 20 年代における「国文学史」は、その目的論においても多面的な性格を持ったものであったことが、ここに示唆されているだろう。

### 3. 明治 30～40 年代（細目・要目下）における「国文学史」教科書の統一性

#### 3.1. 明治 30～40 年代の「国文学史」テキスト

前掲の上田の『国文学』のように、すでに明治 20 年代前半から、教科書検定を通過している「国文学史」テキストは存在する。しかし、旧制中学校用の教科書として検定を通過する「国文学史」テキストが増加するの

は、1898（明治31）年の細目策定前後からである。ここから1911（明治44）年の要目改訂において「国文学史」が廃止されるまでの間に、検定を通過した教科書は計22点存在する。これらの目次および緒論、総論などから、明治30年代以降に教科書検定というかたちで承認された「国文学史」の編集方針についての考察を行いたい。

【表 要目①公布下（1902（明治35）年～1910（明治43）年）に教科書検定を通過した国文学史教科書（『尋常中学校教科細目調査報告』以後のものから掲載）】

	題目	発行	検定通過	編集者
1	中等国文学史	30.4.25 訂正再版	30.5.1	新保磐次
2	日本文学史要	32.1.30 訂正再版	32.2.16	佐々政一
3	刷訂国文学小史	34.3.12 訂正再版	34.3.14	和田萬吉・永井一孝
4	中等教科日本文学史	34.3.23 訂正四版	34.3.25	内海弘蔵
5	日本文学史教科書	34.12.26 修正再版	34.12.27	藤岡作太郎
6	国文学史教科書	35.3.18 訂正再版	35.3.25	高野辰之
7	中等教科日本文学史	35.4.3 訂正再版	35.4.15	笹川種郎
8	中等国文学史	35.6.28 訂正三版	35.7.3	大林弘一郎
9	中学国文学史	35.11.5 訂正再版	35.11.11	弘文館
10	新体日本文学史	35.12.27 訂正四版	36.1.9	鹽井正男・高橋龍雄
11	日本文学史	36.8.23 訂正再版	36.9.9	池邊義象
12	国文学史教科書	36.8.13 訂正再版	36.9.9	落合直文・内海弘蔵
13	国文学史教科書	37.2.29 訂正三版	37.2.29	鈴木暢幸
14	新体日本文学史教科書	37.9.23 訂正再版	37.9.29	藤岡作太郎
15	提要日本文学史	37.12.22 訂正再版	37.12.26	笹川種郎
16	日本文学史	38.1.23 訂正第二版	38.2.6	境野正
17	国文学史教科書	38.12.21 訂正四版	39.1.8	小倉博
18	修訂新体日本文学史	39.3.27 訂正六版	39.4.7	鹽井正男・高橋龍雄
19	国文学史提要	39.11.16 訂正再版	39.11.17	佐々政一
20	日本文学史綱	40.1.17 訂正再版	40.1.17	畠山健
21	訂正日本文学史	40.3.30 訂正五版	40.4.20	境野正
22	新体国文学史教本	43.2.18 訂正再版	43.2.26	岡井慎吾

※発行および検定通過年月日については簡略に示した。「30.4.25」とあるのは、「明治30年4月25日」の略記である。

### 3-2. 構成法の一元化

明治30年代の「国文学史」テキスト群を概観していくと、そこにある種の統一性を見出すことができる。

まずは、その構成法に関してである。もともと、構成については、細かい部分では差異がある。時代区分に関して、「奈良時代以前」と「奈良時代」を別にして章を立てるもの（上表3など）、それらをまとめて「上古」（上表5など）あるいは「平安朝以前」（上表6など）とするものがある。また、鎌倉時代と室町時代を別にして章立てするもの（上表10など）があれば、「鎌倉及び室町時代」として、つまり「近古」時代をひとくくりにするもの（上表7など）もある。また、冒頭に緒論として「国文学史とは何か」「文学とは何か」についての説明を加えたり「文学史の概略」といったものを述べるものもある。しかし、これらのほとんどは、各作品・文献

を上代から近代に向かって、時代を下るかたちで排列するという点において共通している。これについての例外は一点のみである<sup>10</sup>。

既に見てきたように、明治 20 年代に編まれた文学史テキストの中には、たとえば小中村本のように、「学問」「歴史」「文章」などを大項目として立てるテキストがあれば、芳賀・立花のように、文献や作品の作者たちを大項目として展開させていくものも存在した。しかし、このような構成の多様性は、明治 30 年代以降見られなくなる。

なお、小中村は明治 30 年代になって、教科書検定を通過した「国文学史」テキストを編集しているが、その構成は明治 20 年代の「中等教育日本文学史」から大きく変更されている。1903（明治 36）年に検定を通過した『日本文学史』（上表 11）の目次は以下の通りである。

#### 第一章 上古文学一斑

(一) 歌 (二) 祝詞及び寿詞 (三) 漢文学及び仏教の伝来

#### 第二章 奈良時代の文学

(一) 宣命文 (二) 叙事文 (三) 歌 (四) 漢文学 (五) 片仮字及び五十音図

#### 第三章 平安時代の文学

(一) 平仮字 (二) 物語文 (三) 随筆文 (四) 序文 (五) 歴史文 雑著 (六) 日記紀行文 (七) 歌 (八) 舞曲朗詠 (九) 漢文学及びその編著

#### 第四章 鎌倉時代の文学

(一) 戦記文 (二) 日記紀行文 (三) 歌 (四) 雑史及び随筆文 (五) 漢文学の形況

#### 第五章 室町時代の文学

(一) 雑史及び雑著 (二) 謡曲 (三) 御伽草子 (四) 歌及び連歌 (五) 漢学の衰頹

#### 第六章 江戸時代の文学

(一) 和漢混交文及び漢学 (二) 擬古文及び国学 (三) 歌 附狂歌 (四) 戯曲及び小説 (五) 俳諧及び俳文

#### 第七章 維新以来文学変遷の概略

たしかに小項目としては漢学や国学（つまり「学問」）、あるいは「叙事文」「戦記文」といった種々の文章ジャンルによる項目立てがなされている。しかし、大項目としては、他の教科書と同様に、「上古」「奈良」「平安」と時代区分の構成を採っているのである。上田が『国文学』の中で述べているように、明治 20 年代には「文の類」「文の体」「作者の順序」といった多様な観点による文学史テキストがあった。その多様性が明治 30 年代においては見られなくなるのである。

### 3-3. 目的論の一元化

次に、その目的論に関してである。上表のうち 6,7,8,9,10,13,14, 15,18, 20,22 (11 冊) からは、「国文学史は国民性が反映されたものであり、国文学史とは、それを通して国民性を学ぶものである」というような内容が確認される。その一部を以下に紹介しよう。

文学の定義につきては異説多けれども、『人の情的想像を文字にあらはしたるものなり』といふを穩当とすべし。日本の文学は、日本人特

有の情的想像をあらはせり。而して古往今来、そが変遷發達の蹟を叙して、国民の優美なる崇高なる心理を探尋するものを、日本文学史とす。（上表 10）

文学は人の思想感情を文字に現はせるものにして、進んでは人生の秘典を開き、造化の妙理を窺ふに至るなり。

一国には、必ずその国民に固有なる思想感情具はり、その国の文学はよくこの特質を發揮す。なほ一時代にはその時代の特質あり、文学者には個人の特質あり。一国の文学史は、これらを挙げて説明批評し、その変遷の由来を究む。

されば日本文学史は、わが国民に固有なる思想感情が、各時代においていかに転化し、諸大家によつていかに異同あるかを究むるものなり。

（上表 14）

文学の意義に二あり。一は広き意義にして、美文・韻文のみならず、あらゆる學術上の作をも併せたるものをいひ、一は狭き意義にして、感情・想像などを主としたる美文・韻文の作のみをいふ、これなり。而して、この文学の起源・發達・変遷の迹を叙述するもの、これを文学史といふ。本書は、狭義の日本文学史を叙述せるものなり。

抑、一国の文学の性質は、其の国民の特性に基き、国民の特性は、風土の影響を受くること極めて多きものなり。（上表 20）

このような「国文学史」の目的論については、明治 20 年代の「文学史」テキストにも、通底するものである。

しかし、ここで見逃せないのは、明治 20 年代には一部に見られたもうひとつの「国文学史」観が、明治 30 年代以降の、つまり要目制定下におけるテキスト群には見られないことである。それが、「文章の規範を学ぶための文学史」という観点である。今回調査した「国文学史」テキスト群の中で、そのような「国文学史」観を明示しているものは、一点もない。つまり明治 30 年代に至って「国文学史」は、「国民性の涵養」という点にその目的論が一元化されたことが考えられるのである。

#### 3・4. 明治 30 年代における芳賀矢一の論稿から

第 2 節で紹介した細目の調査委員のうち、特に芳賀矢一が明治 30 年代になってから発表した論稿からは、明治 20 年代から 30 年代における「国文学史」観の変遷が読み取れる。前述のように、明治 20 年代において芳賀は、「国文学史」の内容として採り上げる作品群が「普通文の規範」たりうるかということについての配慮を示していた。しかし明治 30 年代になってからは、その「文章の規範を学ぶ」という目的を捨象し、「国民性の涵養」という目的を強調するようになるのである。

まず、1899（明治 32）年に刊行された『国文学史十講』の中で芳賀は、「文章を作る学問」としての「文学」や、小中村・増田のような「我国の芸文の歴史、学問全体」としての「文学」を（名指しで）否定し、「書かれたもの、即ち製作物の歴史」として「国文学史」を構成することを主張している<sup>11</sup>。

吾々の先祖がその思想感情を国語の上に現はして置いたものが立派に美術品に出来て居る、それを国文学と名けるのであります。国文学の歴史はさう云ふ美文の歴史だと云ふ事を御承知下さい。文学史の立て方によりては強ち美文の側ばかりを取らず、すべての書物の中で実用を主とするものだけを省いて、理想を主としたものは悉皆文学として取扱ふといふやり方もあります。即ち詩的の書物ばかりでなくあまり美文とはいはれぬ、学術上の書物等も文学史の中に入れる場合もあります。今茲には稍狭い意味で美文ばかりを取つて御話するのであります。

そしてこの「美文の歴史」を通して、日本人の国民性を学んでいくところに重点を置こうとする。要目制定後に発表された論稿の中で芳賀は、「国文学史」が「中等教育に於ける所の国語と云ふものゝ教授の中樞」であると述べ、その重要性を以下のように訴えている。<sup>12</sup>。

文学史の目的は種々ありますが、元来文学史と云ふものは国民の思想感情を尽く発露したもので、それを知るのが目的であります。文学と云ふものは一般の科学に対し学術に対しまして一種別なものである。真理を語るものでなく寧ろ空想を話すものである。さう云ふ領分を持つて居る文学それを取つて研究するのが文学史でありますので、其の国民の想像国民の思想の走つた領分を引括めて其の歴史を見るのが即ち文学歴史で、国民の心性と云ふものがそれに依つて分るものでありますし、国民の思想感情の歴史がそれに依つて分ると云ふことが文学史の目的であるのである。

『国文学史十講』が、それ以降の「国文学史」に対して与えた影響については、複数の先行研究が言及するところである<sup>13</sup>。本稿でも紹介したその目的論はさることながら、構成法の側面においても、同書において示された「上古」「中古」「近古」「近世」という時代区分が、後の「国文学史」テキスト群に引き継がれていくことが指摘されている<sup>14</sup>。しかし本稿においては、先行研究の述べるような芳賀の影響力よりも、むしろ芳賀自身がその「国文学史」観を、あるいはその構成法を変化させているところにより注目したい<sup>15</sup>。次節で述べるように、このような「国文学史」の変化が、「古典」概念形成史において持つ意味について考察することが、本稿の主眼であるためである。

#### 4. まとめにかえて—教科書から見る「古典」としての「国文学史」—

前節において挙げた明治 30～40 年代の「国文学史」テキストの特徴は、「国文学史」が国語及漢文科の中で、「古典」の機能を担っていたことの証左となるだろう。

「国文学史」テキストに「文章の規範を学ぶ」という役割も認められていた明治 20 年代においては、その「古典」としての機能は確立していなかったといえる。そこにはまだ、「国語」としての要素が含まれているためである。しかし要目・細目公布下においては、その要素は捨象され、「国民性の涵養」という目的で国語科内に設置されている。これは「国文学史」が「国語」から区分され、それとは対置される機能、すなわち「古典」としての機能をすでにこの時点で確立させていたということである。

このような「講読」と「国文学史」の区分は、教科書編集者たちの以下のような編集上の配慮によっても実現されていた。

文例の稍解し難き所は成るべく漢字を嵌めて之に傍訓を施 p.3 せり、こは文学史の科程は大いに読本と趣きを異にすればなり。（上表 1）

ページの上の制限よりして、著者はまた今日行はれつゝある何れの読本にも収められたる保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語、太平記、増鏡、徒然草、神皇正統記、土佐日記、大鏡、栄花物語、十六夜日記、及び江戸時代の和漢混合文、万葉集以後の歌等は、すべてその例を挙げずして、単に説明のみに止めたり。これ生徒は既に読本に於て、それらの文章に接せるものなるを以て、特にこゝにその例を重複して、ページを割くの要なしと信じたればなり。（上表 4）

鎌倉時代の戦記文随筆文等を始め、以下江戸時代の漢学者の和漢混和文等は、大概、現時の中学国文読本中に網羅せられたれば、その部分にかぎりては、故らに文例を省略したり、重複を厭ひてなり。（上表 9）

このように、複数のテキストに、「講読」との重複を避けようとする方針が明記されているのである。これによって「講読」と「国文学史」は、その目的に沿って、掲載される内容や分量が区別されることになった。このような編集上の配慮が結果的に「国語」と「古典」の分化をもたらすことにもなっているのである。

国語及漢文科における「古典」の位置づけやその範囲は、その後要目の改訂の度に変化していくことになる。まず、1911（明治 44）年の要目改正の際には、「国文学史」が廃止されることになる。これによって国語科から「古典」の領域がなくなり、いわば「国語」への傾斜が生じることになる。その次に改訂が行われた 1931（昭和 6）年においては、「講読」の一内容として「国文学史」が再び採り上げられることになり、さらに「講読」の範囲から時代的制限が撤廃され、上古から明治以降の文章まで、すべての時代の文章を扱うことが認められることになった。詳細はここでは述べられないが、このときに成立したのは、明治以降の文章を「現代文」（すなわち「国語」）として扱い、近世以前の文章を「古典」として扱う文章観であった。このように俯瞰すると、1902（明治 35）年は、「古典」概念の黎明期、あるいは揺籃期と捉えることができるだろう。しかしこのときの「国文学史」は、すでに「古典」としての機能を備えていたといえる。明治 20 年代にあった多様な国文学史から、「国語」としての要素を捨象したかたちで要目の「国文学史」は策定されたのである。

（やぎ ゆういちろう 信州大学教育学部）

## 注

- 1 国語教育関連法令において「古典」という語が使用されるのは、1943（昭和 18）年の中学校教科教授及修練指導要目においてである。しかし、法令の内容とその変遷を分析していくと、如上の法令において「古典」が

- 明示される以前から、国語科の中には「古典」の機能を担った科目や領域が存在していたことが見えてくる。その中でまず注目されるのが、本稿において考察の対象とする要目である。
- 2 上田万年『国文学』巻之一、東京書肆、1890（明治23）年、pp.3-4
  - 3 鈴木貞美(1998)『日本の文学概念』作品社、p.220
  - 4 三上参次・高津鉄三郎合著、落合直文補助『日本文学史』上巻、金港堂、p.5
  - 5 上田万年関、芳賀矢一・立花銃三郎編『国文学読本』富山房、1890（明治23）年、pp.ぬゝ
  - 6 前掲、三上・高津、p.5
  - 7 前掲、芳賀・立花、例言より
  - 8 前掲、上田、p.2
  - 9 表には各テキスト検定通過年月日を示しているが、今回の調査においては、すべての教科書の検定通過版を見ることはできなかった。しかし、今回は教科書内部の詳細な記述ではなく、編集方針と構成をその分析の対象としたため、検定通過版以外の版であったとしても、その資料の信頼性は保たれるものと判断している。
  - 10 なお、上田の『国文学』のように、近世から時代を遡るかたちの構成を試みたテキストは、一点のみ確認できた（表22）。しかし、大勢としては三上・高津のような排列による構成が占めることとなる。
  - 11 芳賀矢一『国文学史十講』富山房、1899（明治32）年、pp.5-6
  - 12 芳賀矢一「中等教育に於ける国文学史」『教育公報』276号、1903（明治36）年10月15日、p.4
  - 13 久松潜一(1976)『日本文学評論史 理念・表現論篇』至文堂、森修(1990)『文学史の方法』塙書房など
  - 14 昭和女子大学近代文学研究室(1967)「芳賀矢一」『近代文学研究叢書』第26巻、昭和女子大学、pp.112-113
  - 15 芳賀の論稿に見られるような「国文学史」観の変化が生じた要因についての考察は、今後の課題としたい。これを明らかにするためには、明治20年代～30年代における「文学」観の変遷にも言及していく必要があると思われるが、それについては別稿であらためて論じることとする。

## 参考文献

花森重行(2002)「国文学研究史についての一考察—1890年代の芳賀矢一をめぐって—」『大阪大学日本学報』第21号、大阪大学大学院文学研究科日本学研究室、2002年3月